

「対支新政策」の決定と若杉参謀（三笠宮）の中国派遣

國學院大學日本文化研究所

柴田紳一

- 一 「対支新政策」の決定
- 二 若杉参謀（三笠宮）の中国派遣
- 三 若杉参謀の「支那事變ニ対スル日本人トシテノ内省」
- 四 結び

註

一 「対支新政策」の決定

昭和天皇は、昭和十六年九月六日の御前会議において、明治天皇御製「よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ」を読み上げられ、また十月十七日には、東条英機新首相に対していわゆる「白紙還元の御詫」を申し渡された。⁽²⁾にも拘らず、日米交渉は一向好転せず、十一月三十日、天皇は高松宮より聞知された「どうも海軍は手一杯で、出来るなれば日米の戦争は避けたい様な気持」をうけて、海軍大臣、軍令部総長を御召になつたが、「何

れも相当の確信を以て奉答せる故、予定の通り進むる様首相に伝へよと」木戸幸一内大臣に御下命になつた。⁽³⁾そして翌十二月一日の御前会議において「遂に対米開戦の御決定」⁽⁴⁾が行なわれ、八日「大東亜戦争」の開戦を見るのであるが、同日渙発された宣戰の詔書には、天皇の御希望により「豈朕ガ志ナラムヤ」の一句が挿入されていた。⁽⁵⁾

緒戦の大勝利の中、早期和平の重要性は、夙に識者の認めるところであった。

例えば、元大使として裏面において日米交渉の妥結を促進しつづけた吉田茂は、十六年十二月二十七日、宇垣一成陸軍大将に書翰を呈し、「唯一懸念ハ、戦捷の後を善くする事」と述べている。⁽⁶⁾また東郷茂徳外相は、十七年元旦、外務省員に対して訓示を行い、「外務省に於いては戦争終結についても早きに遼んで準備する所なるべからず」と戒めた。⁽⁷⁾

昭和天皇は、十七年二月十二日、木戸内府に対し、「戦争の終結につきては機会を失せざる様充分考慮し居ることは思ふが、人類平和の為にも徒に戦争の長びきて惨害の拡大し行くは好ましからず。又長引けば自然軍の素質も悪くなることでもあり、勿論此問題は相手のあることでもあり、今後の米英の出方にもよるべく、又独ソの間の今後の推移を見極めるの要もあるべく、且又、南方の資源獲得処理についても中途にして能く其の成果を挙げ得ない様でも困るが、それ等を充分考慮して遺漏のない対策を講ずる様にせよ。」⁽⁸⁾と指示された。天皇は同様の思召を、前々日の二月十日、東條総理にも示されている。⁽⁹⁾二月十五日、シンガポールが陥落した。

東郷外相の懷抱した対東亜政策は、「主権の尊重と經濟協力との基礎の上に善隣友好関係を樹立せんとするを念とし」、日本は「東亜諸国並に諸地域の進展を助け、平和的手段により東亜の繁栄を計」り、「何等排他的の意図なく進んで亞細亞以外の諸国とも協力」することにあり、また米国側の対東亜政策と日本の方針とが領土的野心を有しない点において同一であることを知らせるにより、「後日米国との和平に障碍を減ずる底意もあつた。」⁽¹⁰⁾というのであるが、「支那問題」につき「興亞院の治績は甚だ挙ら」⁽¹¹⁾ず、「占領の結果が甚だ香しくないので、」東郷は、大戦勃発

後、本問題を「速に解決するを適當⁽¹⁾」、十七年一月二十日の大本營政府連絡會議において、「上海ノ租界ヲ返スコトハ政治的ニ大ナル効果ヲ与ヘルト思ハレルカラ返ヘスコトニシテ如何」と發言したが、他の列席者全員は、「過早ニ返還問題ヲ論スルハ適當ナラストノ意見ニ一致ヲ見」⁽¹²⁾たのであつた。三月七日の連絡會議においても東郷は、支那事變の解決につき、軍事的解決が實際出來ぬのであれば、「外交方面ニテ何トカ手ヲ打ツコトハ出來ザルヤ、是レモモ少シ考ヘサセテ貰ヒ度」⁽¹³⁾と述べ、以後その具体的方法の研究につき東郷は「再三軍部へ督促したが、」何ら進展をみぬまま、やがて「興亞院制度を大東亜全域に拡大且強化し更に永久化せる組織を予想する」大東亜省設置問題が發生するのである。

十七年四月十一日、一時帰朝中の重光葵駐支大使（南京駐劄）は、木戸内府を訪問、「支那の現状の決して内地に於て軍部が述べて居るが如く好結果を認め居るものにあらずと実情を詳細報告の上、対支政策の大転換を要する旨を力説」した。「要するに支那の独立自主性を完全に認めて支那は支那人の手に總てを復帰することを目的とせる」重光の「此穩健なる平和政策に」対し木戸は、「全幅の賛意を表し援助を約した」。木戸は、「之を契機に支那事變終結の端緒をつかむことを得ば更に大東亜戦争の終結にも導き度きものと考へたのであつた。」重光は、三日後の四月十四日、天皇に奏上を行ない、⁽¹⁷⁾同十九日には來訪した羽仁もと子に対し、「日支親善といふことは何もかも手をとり、足の向ふところを示すといふのではない。この点をとり違へる人がまだ日本人の中にはなか／＼多い。こちらは親切のつもりでやつてゐても、親切の押売りは無駄なばかりかむしろよくない結果をひき起す。こゝが非常に難しい点です。子供だつて少し大きくなればなかなか親の思ふ通りにならない。それを箸の上げ下しまで全く自分の思ふ通りにさせようといふのは無理で、それでは子供の個性は伸びない。子供には自由に伸びたい方向に伸ばさせるのがよい。たゞその伸びる方向をよくみて指導することが大切です。日支親善もこれと同じことで、大体向ふの思ふ通り仕事もし發展もさせる。われ／＼としては、たゞそれに誤りのないやうに助力することが最も正しいと思ふ。それを一々向ふのや

ることを干渉してゐたのでは親善にならぬ。よその家である支那に行つて自分の家のやうなつもりで世話を焼かうとする点があれば間違です。（中略）どんな場合でも自分の身を一度相手の立場においてみて、自分だつたらどう感じはれてゐるやうですが、そこからは本当の理解諒解といふものは生れない。（中略）何しろ四年有半に亘る戦争の後であり、今なほ一方において武力が用ひられてゐるのですから、そこに非常に困難な問題がある。双方において相当の犠牲者があり、感情的にも簡単に拭い去り切れないものがある。しかし私はかうした感情を悉く拭い去つて、日支両国は相提携してゆかなくてはならない運命にあるといふことを信じてゐるのです。事実戦争をしてなぐり合ひをやつたが、これは仲よくなるためのなぐり合ひであつた。また支那側においても從来日本が何か支那にとりに来たのではないかと警戒して、協力しようといふ態度を示さなかつたのは残念なことです。日本には決してそんな野心はないといふことを悟らせなくてはならない。今はこれを悟らせる途中にあるのです。われ／＼が向ふの立場に立つて理解すると同時に、向ふにも、この日本の真意を理解してもらひたいと、私どもとしては出来るだけ努力してゐるわけであります。かうした相互の理解の進んだところから本当の日支親善が生れて来る。これこそ長い間わだかまつてゐた支那問題の解決される唯一の道なのです。」と語つてゐる。⁽¹⁸⁾ 因みにこの重光談の前日、四月十八日には、米軍機による初の日本本土爆撃が行なわれた。

「支那問題」に対する新たな方策を模索していた東郷外相は、大東亜省設置にひとり強硬に反対し続け、九月一日、ついに単独辞職する。天皇は、「内外の情勢、戦争の現段階、殊に米の反攻氣勢の相当現はれ来る今日、内閣の総辭職は絶対に避け度しとの思召」⁽¹⁹⁾であった。しかし天皇は、大東亜省設置案が十月二十八日の枢密院会議で可決された際、特に東條総理に御誕を賜わつてゐる。曰く、「大東亜諸国にはそれぞれの特殊事情があり、これに対しても一律の政策を行なうことは不可能である。各民族の特性を尊重し、決して搾取にならぬようせよ。元來皇道政策、八紘

為字というものは力をもつて強制すべきものではない。⁽²⁰⁾と。この御言葉は、東條總理の胸中深く刻み込まれた。

十一月九日、重光大使は、天皇に御進講を行なつた。これは、「重光大使支那より帰朝につき任地事情御聴取の思召」⁽²¹⁾によるものであつた。深井英五枢密顧問官は、「重光氏の親友たる前外務次官沢田廉三氏より重光氏が上奏の準備として作成したる手控覚書を示されて、之を一覧したが、其の要旨は、成るべく軍政の範囲を縮小し、行政上及び經濟上支那の自治、自営に委する範囲を広くし、事業經營上及び生活上支那人に相当の福利を得せしむることを期し、此の趣旨に基く諸施設と併行して汪政権の支援を強化し、以て所期の目的を達成すべしと云ふにありたり。又余（深井）は前記重光大使の帰朝中一度之と会見するの機会ありたるが、重光氏の意見表現中、対支問題解決の為めには合理性の本道に復帰せざるべからずと云ふ措辞ありたり。」とその手記に記している。⁽²²⁾重光自身によれば、「支那に対する我国際民主主義的な政策を復活して、飽く迄日支の了解と親善とに進むべき対支新政策を具体的に考案して、東京往復を繰返し、外務省は勿論、東條總理にも、軍部にも、重臣、宮中方面にも切実に説き、且つ智識階級や有力者方面を教育するに専心努力した。帰朝の度に御進講の形に於て此意見を直接陛下に奏上するの機会を与へられた。其結果対支新政策が漸次具体化して來、東條總理は陛下直接の御意向によつて、此政策の最も熱心なる信者となつた。軍部は之によつて支那に於ける重荷を軽くし、進んで支那を味方に引き入れて兵たん基地として利用することが出来、従つて対米戦争に専念することが出来ると利己的に考へて異議を唱へなかつたとも見るのが正当かも知れぬ。兎も角東條總理の推進力を以て、陛下の直接の御声がかりで此政策が敢行せらることとなつた。」のであり、更に重光によれば、「此の國際民主政策を遂行して支那問題を軌道に上せて、我對外政策の大義名文「分」を建て、出来得るならば重慶政府との妥協に資し、更に此政策を拡張して我占領地全域に及し、進んで亞細亞全部に対する我立場とし度い、而して其主張が米英の主張する大西洋憲章なる戦争目的と一致するに於ては、茲に戦争の終結に関する鍵をも握り得るであらう、と考へたのであつた。而して又此政策が国内に反響する時に議会の権威は増し、統制計画の弊は緩

和せらるるであらうとの意図をも含んで居たのである。蓋し斯る政策は内外政治に通じた感念と威力とを有つからである。」⁽²⁴⁾ というのであつた。

参謀本部においても、「十七年夏秋の候こそ対重慶作戦を断行して、支那事変を一挙に解決する決意の下に、九月初めに準備命令を下達し、支那派遣軍の怒濤のような進撃態勢が整えられたのであつた。しかしガ島作戦の失敗を契機として、西南太平洋方面の戦局は急をつげ、この方面に兵力を吸収せしめられるに至り、遂に十二月初頭、対重慶作戦準備中止の大命が下された。（中略）ここに、戦争間を通じ、作戦的に支那事変解決の目途はない」と判定したのが、田中第一部長であった。^(新) そして十一月の末、今後の支那事変処理は、従来の因習を捨てて、思い切った政略施策に俟つより外はない、戦争に勝てば、後はどうにでもなる、戦争に負けたら、利権など持つていても何にもならぬ、要は戦争完遂のためには、支那四億の民心をわが方に引きつけねばならぬ、こうすることにより対重慶問題を解決せねばならぬとの着意で至急研究せよといふので、戦争指導班において種村佐孝中佐が「さつそくその主旨を印刷して、私見として連絡会議の事務当局に提案した。」⁽²⁵⁾

また、大東亜省においても、「初代大東亜大臣青木一男は、それまで昭和十五年夏以来国民政府最高顧問として南京に駐在し、新発券銀行設立等に就て国民政府に協力していたが、現地に於ける日本側施策が、徒らに中国官民の不満を買ひ、日華協力上憂慮すべき事態にあることを知悉し、日華協力具現のため新政策を絶対必要と考えていたので、期せずして陸軍の意見と合致し、大東亜省開設最初の政策として提案した。」⁽²⁶⁾ ことである。

「対支新政策」樹立の機運はようやく熟し、十二月十九日、東條総理は参内、「対支根本策」について奏上⁽²⁷⁾、二十一日午前十一時から十一時五十分にかけて開催された御前会議において、「対支新政策」たる「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」の決定を見るのである。即ち、

一、帝国ハ国民政府参戦ヲ以テ日支間局面打開ノ一大転機トシ日支提携ノ根本精神ニ則リ專ラ国民政府ノ政治力ヲ強化スルト共ニ重慶抗日ノ根拠名目ノ覆滅ヲ図リ真ニ更新支那ト一体戦争完遂ニ邁進ス

二、世界戦局ノ推移ト睨合セ米英側反抗ノ最高潮ニ達スルニ先チ前項方針ニ基ク対支諸施策ノ結実ヲ図ル

第二 要領

一、国民政府ノ政治力強化

(イ) 帝国ハ国民政府ニ対シ勉メテ干渉ヲ避ケ極力其ノ自發的活動ヲ促進ス

(ロ) 極力占拠地域内ニ於ケル地方的特殊性ヲ調整シ国民政府ノ地方政府ニ対スル指導ヲ強化セシム

(ハ) 支那ニ於ケル租界、治外法權其ノ他特異ノ諸事態ハ支那ノ主権及領土尊重ノ趣旨ニ基キ速ニ之力撤廃乃至調整ヲ図ル

九龍租借地ノ処理ニ関シテハ香港ト併セ別途之ヲ定ム

(二) 国民政府ヲシテ不動ノ決意ト信念トヲ以テ各般ニ亘リ自強ノ途ヲ講セシメ広ク民心ヲ獲得シ特ニ戦争完遂ノ為必要トスル生産ノ増強、戦争目的ニ対スル官民認識ノ普及並ニ治安維持ノ強化等ノ確實ナル具現ヲ図リ戦争協力ニ徹底遺憾ナカラシム

(ホ) 帝国ハ将来国民政府ノ充実強化並ニ其ノ対日協力ノ具現等ニ照應シ適時日華基本条約付属諸取極ニ所要ノ修正ヲ加フルコトヲ考慮ス

二、経済施策

(イ) 当面ノ対支経済施策ハ戦争完遂上必要トスル物資獲得ノ増大ヲ主眼トシ占拠地域内ニ於ケル緊要物資ノ重点開發取得並ニ敵方物資ノ積極的獲得ヲ図ル

(ロ) 経済施策ノ実行ニ当リテハ勉メテ日本側ノ独占ヲ戒ムルト共ニ支那側官民ノ責任ト創意トヲ活用シ其ノ積

極的対日協力ノ実ヲ具現セシム

三、対重慶方策

(イ) 帝国ハ重慶ニ対シ之ヲ对手トスル一切ノ和平工作ヲ行ハズ

情勢変化シ和平工作ヲ行ハントスル場合ハ別ニ之ヲ決定ス

(ロ) 国民政府ヲシテ右帝国ノ態度ニ順応セシム

四、戦略方策

帝国ノ対支戦略方策ハ既定方針ニ拠ル

「対支新政策」の決定に対しても、一方で少なからぬ反対もあつた。「陸軍省局長会議では『新政策』によつて職を失う日本人は四十万人にのぼると報告されていた。⁽²⁹⁾」「海軍でも出先は上海や廈門海南島に就いて従来極めて頑固な意見を持つて居」⁽³⁰⁾り、殊に「海軍側は上海を我物と思考しあるを以て中々条件を附せざれば返還せざとの思想強」⁽³¹⁾いものがあつた。

昭和天皇は、右記十二月二十一日の御前会議には風邪を押して出席された。木戸内府は、当日の日記に次のように記している。「午前九時半出勤。同四十五分、侍従長來室、本日十一時より開催の御前会議に、聖上の臨御は数日来軽微の御風気の為め問題となり居り、侍医頭今朝拝診の結果は、三十分位の範囲にて臨御の旨奏上したる旨、話ありたり。然るに十時半、更に來室、聖上には本日の御前会議は支那に対する根本政策の決定にて極めて重大なれば、是非全部出席すとの仰せにて、時間の制限は御聽許なく、遂に全部臨御と決定の話あり。聖慮の程誠に有難く、感激す。⁽³²⁾」

十二月二十四日、支那派遣軍總參謀長以下各軍の參謀長が中央に召集し、「対支処理根本方針」を示達された。会同の席上、東條は陸相として説示を行ない、その中で、「対支政策の変更は自主的なもので、これにより生ずる事態

の責任は全部自分が負う。下級者の頭の転換に留意せよ。」「障害があれば人事的措置をとり、要すれば軍律に照らす。」「開戦の際、勝敗の岐路は要線獲得の能否にあるとされた。今や戦略要線を抑えたが、この要線保持の可能性は共栄圏内一〇億の人心を把握できるか、否かにかかっている。」「平和会議で平和がくるか、既成事実で自然に平和になるか判らぬ。どちらにしても、大東亜共栄圏の建設を完遂して、平和会議でも何でもやればよい。一〇億の人間をこれに結集して行くことである。」「国力には限度がある。重点形成をする必要がある。そのためには他方面を軽減せねばならぬ。対支全面処理の必要なゆえんである。治安は国民政府にやらせ、軍は作戦準備に専念する。それでなければ軍は腐る。」等々を述べ、結びとして先記大東亜省設置の際の天皇の御言葉を伝えた。⁽³³⁾

某日、昭和天皇は、東條総理に拝謁を仰せ付けられ、かつて有吉明公使が帰朝の時に、「支那人はいっています。西洋人は御馳走を食つて皿を置いて行くが、日本人は御馳走を食つた上、皿まで持つて行く」と言上したことを東條総理に話されたところ、東條は、恐懼して陸軍省に帰り、天皇の御言葉を高等官に告げ、新政策を「断じて実行せん、そのための犠牲を惜しむところに非ず」と語った⁽³⁴⁾。東条のこの話は、もとより伝聞によるものではあるが、何が明治三十八年十一月のいわゆる北京協約交渉の際、日本側全権委員の一人が満州中立違犯問題について「露國が必ず中立を犯したので我方已むを得ずこれに対し必要的防衛手段を執つたのである」と弁じたのに対し、清國側全権委員の袁世凱が「本員のいう所は大小の差ありといふことにて、例えばこの巻煙草を露國が二本持去れるを理由として日本は一箱全部持去つたというようなものである」と答へ呵々大笑した、という話⁽³⁵⁾を想起させるものがある。

二 若杉參謀（三笠宮）の中國派遣

三笠宮崇仁親王は、昭和十六年十二月に陸軍大学校を御卒業の後、陸軍大学校研究部員を経て、十八年一月九日、支那派遣軍參謀に御転補になり、一月十三日東京発、十四日南京着、支那派遣軍總司令部參謀部第一課に「若杉參

謀」の別名で勤務されることとなつた（八月任少佐）。一月九日はまた、「対支新政策」の具体的第一歩というべき「戦争完遂に付ての協力に關する日華共同宣言」と「租界還付及治外法權撤廃等に關する日本國中華民國間協定」の署名が、南京において、重光大使と汪兆銘行政院長によつてなされた日もある。⁽³⁶⁾

支那派遣軍總司令官は、昭和天皇の信任篤い畠俊六大将であつた。昭和十四年八月に阿部信行内閣が成立する際、天皇は新陸相の人事について阿部に、「どうしても梅津か畠を大臣にするやうにしろ。たゞへ陸軍の三長官が議を決して自分の所へ持つて來ても、自分にはこれを許す意思はない。」との主旨を仰せられ、畠は侍従武官長から陸相に転任した。しかし、政治的策動に狂奔する陸軍中堅幕僚層を中心とする「中央部の信賴は寧ろ反対にして、聖上の大臣にして我等の大臣にあらずとの恐るべき思想中央部の一部に迷低もあり」という有様であつた。⁽³⁷⁾十五年七月、畠陸相は陸軍内部の強い要望により単独辞職、米内光政内閣を倒壊に導いた。畠は、十六年三月、支那派遣軍總司令官に補され、南京に赴いた。

さて、「対支新政策」を「天皇陛下の御親政に依るものである」とする重光大使は、三笠宮の派遣を「陛下の御名代で此政策の監視に南京總軍に配属せられた」ものと記している。⁽⁴⁰⁾十八年一月二十五日、三笠宮は總司令部の部課長以上に御陪食を仰せつけられ、開宴の冒頭、「今回赴任に際し陛下に拝謁を賜はりたるが、陛下は今回の対支処理方針に非常なる関心を御持ちになり、今後はこれが実行が最大切なる旨特に御言葉あり、これを諸官に御伝へする」と述べられた。さらに三笠宮より二月二十日、畠に対し、「今回の対支新方針に關し派遣軍は總司令官以下全員協力一致之が貫徹に努めある旨陛下に書面を以て申し上げられたるに、陛下よりも御満足の御返事ありたる旨特に御言葉」があつた。⁽⁴¹⁾

三笠宮の赴任を迎えて、總司令部では、總司令部高官と国民政府首脳の通訳・連絡事務に當たつていた木村辰男に三笠宮の中国語教官を命じる。木村は、大正十年渡満、北京同学會語学校を卒業、満鉄社員、

満州國司法大臣秘書官、南京維新政府顧問部、安徽省政府顧問を歴任している。⁽⁴⁴⁾木村は、やがて三笠宮の「絶大な御信頼」⁽⁴⁵⁾を得るのであるが、木村のみるところ、三笠宮は「南京に着任されるまでに、すでに三年間も中国語を勉強せられていた。したがつて語学の程度は相当の域に達しておられた」⁽⁴⁶⁾。木村が中国語をお教えするため最初に三笠宮に会つた時、三笠宮は、中国語の研究に対する抱負について、「自分は過去において英語を学んだ。英語の語学力は現在の中国語よりは、はるかに上である。英語を勉強していると、自然と英語を使用している民族に対する理解が出来てくる。一切の言動に好感がもて、かつ親愛の情がわいてくるものである。語学はその点でなかなか大きな効用がある。自分が今日、中国語を研究せんとするのはそのためであつて、必ずしも中国語を学んで、中国人との直接意思疎通を図り、または外交的な道具に供することを主眼とするものではない。中国および中国人を深く理解したいという念願からである。異民族を理解するための最短距離は、まずその民族が平素用いている言葉を学ぶことだ。況んや中日の関係が今日の如く、戦争状態にある秋にこそ、その必要を殊更、痛感する。」と述べられた。木村はいう。「満州事変以来、すでに十四年間も中国とは戦争状態がつゞき、中日事変終結の責任を担つたその頃の支那派遣軍総司令部には、数十をもつて数える高級将校がいたけれども、自由に中国語を操り、完全に中国人と意思の疎通を図り得るものは、皆無といつても過言でない状態であった。長期にわたつた中日事変を通じて、言葉が十分でなかつたばかりにお互いの誠意が通ぜず、その間どれだけ無意味な誤解を招いたことか。こうした意味で殿下の中国語研究に対する態度とその日の説明には、深い感銘を覚えたのであつた」⁽⁴⁷⁾。

二月二十四日、東京では大本營政府連絡會議が開かれ、

一、国民政府ト夏門特別市トノ関係調整要領
二、廈門鼓浪嶼共同租界回収実施措置要領

二、上海共同租界回収実施措置要領

の三議題について、一部については「海軍側ハ乘氣薄ナリシモ」、全員の了解を得た。議事終了後、東条総理が「対支処理方針ニ就テハ軍ハ良ク理解シ且徹底シアルモ現地大（公）使館ノ特ニ其ノ下級層ニ於テ大精神ヲ弁ヘス権益主義ヨリ脱却シ得サル者アルカ如ク例ヘハ敵産等ニ関シ日本人カ之ヲ個人又ハ適當ナル合弁名義ニ変更シテ不当ナル権益ヲ保有セントスル向アル模様ヲ聞クカ如何」と尋ねると、青木大東亞相は「然ル事モアルカ如シ」と答え、東条から「苟クモ大東亞省ノ内ニ斯クノ如キモノアルニ於テハ断シテ許スヘカラスモソトビシツトヤツテ貴イ度」と釘をさされた。⁽⁴⁸⁾

同日、北京の北支那方面軍司令官岡村寧次と関東軍司令官梅津美治郎は懇談を行ない、「大体の戦局上、速に重慶と妥協することがよいという点において意見が合一した」。⁽⁴⁹⁾ 岡村は、一日後の二月二十六日、重光と会談、「最高政治家の腹芸により思い切った讓歩をして重慶と妥協する外無い」ということで意見が一致した。⁽⁵⁰⁾ 重光は、「新政策の内容は、多年支那が日本に対し希望して得なかつたものである。これが実行されてゐたならば、日支の衝突は起らずして済んだわけである。それが今日漸く、南京の汪兆銘国民政府を相手として実現する機運となつたのであるが、新政策が実行されれば、蔣介石重慶政府は、日本と戦ふの理由は存在しなくなるので、ここに蔣介石と汪兆銘との妥協問題も生じ、進んで蔣介石と日本との和平問題も生ずるわけである。⁽⁵¹⁾」との考えであつた。

三月十三日、東条総理は南京を訪問する。重光は、「東条総理は、陛下の御恩召を体して、熱心にその具現に努力し、自ら上海、南京に出張して新政策の意味を高調し、その実現を命令した」と手記に記しているが、外交評論家清沢冽は、「（東条は）⁽⁵²⁾ 治外法権撤廃、租界廢止等で現地の軍人が不平だからそれを押えに行つた」との風評を日記に書き留めている。⁽⁵³⁾ 畑俊六の日記によれば、東条は直ちに総司令部において三笠宮に謁見し、ついで畑からは軍紀問題を中心とする報告を、また特に招致された岡村大将からも報告を受け、東条からは二、三の口述、殊に新対支方針に対する努力に関し感謝の辞があり、さらに東条は、出発前に皇太后に拝謁した際、「畑総司令官は健康の由、結構な

り、三笠宮が御世話になりありとのことなるが、今後宜敷しく」との御言葉を賜わつたことを畠に告げて ⁽⁵⁴⁾いる。

四月二十日、東条総理は内閣改造を行ない、外相に重光を迎えた。重光は、同日の親任式に続き、二十三日の中華民国大使陪食に列席、「陛下特別の御恩召しで、杖は自由に許され、御前に出る時でも後ずさり等はしなくともよろしいとの御説を拝して居たので、特に御前で御札を申上げた。陛下は非常に御機嫌で、

ね！ 今度は支那問題をね、よくやつてね！

と支那問題に御留意深きことを拝した。⁽⁵⁵⁾ 重光外相はいう、「天皇陛下は、特に新政策実行のことを、記者に繰り返し委嘱せられたのみならず、平和復讐のことについても心配せられてをつた。これは東条総理も承知してゐた。⁽⁵⁶⁾」また、「今上陛下「に」咫尺した経験のあるものは恐らく、陛下の平和、国民の安泰と云ふことに意を注がせられることに驚かされ、恐縮することであらう。あれ程迄にと感じて記者が悲涙を以て御前を退つた事は一再にして止まらないかつた。⁽⁵⁷⁾」と。重光が後年、戦争裁判中に記した「終戦に関する方針大要」によれば、「内外に対し望なき戦争の終局については就任当初より苦慮したり、従つて大要左の方針によつて進みたり、一、与國の結集を計る事、二、此上敵を作らざること、対蘇外交は勿論、葡国に対する方針、但し最後には多くの中立国（土、西班牙等）を失いたり、三、敵を少くする事、独蘇和平問題、対支政策運用（重慶工作）問題、四、出来得可くんば全面的に和平に持ち行く事（方法）中立国（瑞典）に依る直接申入及び蘇連仲介依頼、五、以上の政策実現のため我戦争目的を公正にし、之れを世界に公表して、我公正なる態度を示し、その主張たる大西洋憲章と一致するを悟らしめ茲に和平の一致点発見に便せんとせり。対支新政策も大東亜宣言も亦東亜の解放も而して親隣友好の一般方針も平等互恵の経済開発及び貿易の自由の主張も皆此趣旨に出す」以上を重光は外交の根本方針としたのであつた。要するに、「新政策は、一般平和恢復のため、内外に対する基礎工作でもあつたのである。⁽⁵⁸⁾

五月十五日、畠總司令官は杉山元參謀總長より次の書翰を受けた。「本日早速參内拝謁之上貴軍之情況特に軍が対

支新方針完遂の為末稍に至る迄徹底邁進の情聴し召され、非常之御満悦御嘉賞あらせられ、特に畠軍司令官に申し送り今後一層努力すべく伝へよとの有難き御優誼を押し陸軍としても此上もなき面目と存じ恐懼感激_(ママ)至に罷在候₍₆₀₎

さて、三笠宮についてであるが、「対支新政策位陛下の御意に副ひ、御喜びになつたものは近來にない、と上海で軍官民の首脳部に訓示せられた。」⁽⁶¹⁾ ということであるが、「御着任既に半年近く」、五月二十八日に至り、「一応全支を視察したる后との御意向」もあつたが、約三週間の予定で一時帰朝されることとなつた。⁽⁶²⁾

五月二十九日、大本營政府連絡會議において、「大東亜政略指導大綱」の決定をみた。⁽⁶³⁾ 同大綱は、対華方針として、対支新政策の「徹底具現ヲ図ルタメ右ニ即応スル如ク別ニ定ムル所ニ依リ日華基本條約ヲ改訂シ日華同盟條約ヲ締結ス。コレカタメ速カニ諸準備ヲ整フ。右ニ関連シ機ヲ見テ国民政府ヲシテ対重慶政治工作ヲ実施セシムル如ク指導ス。」⁽⁶⁴⁾ とし、また「大東亜會議」について、「本年十月下旬頃（比島獨立後）大東亜各国ノ指導者ヲ東京ニ參集セシメ牢固タル戦争完遂ノ決意ト大東亜共栄圏ノ確立ヲ中外ニ宣明ス。」としている。

六月十五日、三笠宮は御帰任、七月初、教育總監部における教育に御参加のため御上京、七月二十九日、御帰任になつた。⁽⁶⁵⁾ 滯京中の七月二十四日には、木戸内府を招かれ、「時局の見透、対支策、対蘇策等」につき木戸の意見を聴取され、また木戸に対し、「支那の実情、対支策等につき御意見」を述べられている。⁽⁶⁶⁾

九月二十二日、三笠宮は、「上海登（第十三軍）集会所」において、大要次のような挨拶を行なわれた。⁽⁶⁶⁾

今回親シク閣下各位力極メテ熱心ニ新方針ノ完遂ニ努力シテ居ラル状況ヲ見聞シ誠ニ喜ヒニ堪ヘス。然レ共今日新方針ノ實行ハ弥々具体的細部的問題ニ入り而モ國際戰局ノ波瀾益々多キト相俟チ其ノ困難性ハ想像ニ余リアリト言フヘシ。本日甚ダ畏れ多キ事ナカラ

陛下ノ新方針ニ對セラル御転念ノ一端ヲ御伝ヘシ以テ貫遂ニ對スル吾人ノ覺悟ヲ新ニ致サントス。予カ本年

一月初東京出發ニ際シ參内セシ処

陛下ニハ新方針決定ヲ極メテ御満足ニ思召サレアリシカ其ノ実行ニ閑シテハ特ニ御軫念アラセラル御様子ニ拝察セリ。

大御心ノ程深遠ニシテ到底窺ヒ知ルヘキニ非サルモ予ノ從来時折拝謁シテ感シタル處ヲ回顧スルニ少クモ本方針ハ從來ノ施策中最モ大御心ニ副ヒタルモノナリシハ予ノ断言シテ憚ラサル所ナリ。予ハ陛下ノ御模様ヲ拝シ更ニ一月九日新方針發足ノ第一日支那派遣軍參謀ノ大命ヲ拝シ弥々其ノ責任ノ重大ナルヲ痛感ス。

爾来半年ノ経過ト世界戰局ノ不安並ニ具体的諸問題ノ複雜性ヲ見聞シ予自身亦着任當時ノ熱意ノ稍々失ハレツツアルヲ感ジ遺憾トセリ。然ルニ最近

陛下ヨリ御親書ヲ賜り「日本ノ往クヘキ唯一ノ道ハ新方針ヲ徹底シ特ニ中国ノ民心ヲ收攬スルニ在リ」トノ要旨ノ強キ御激励ノ御言葉ヲ拝シ是ニ新方針貫遂ノ覺悟ヲ新ニセシ次第ナリ。

新方針完遂ニ方リ当上海地区ノ困難性ハ到底他ノ地区ニ比スヘクモ非スト雖モ一面新方針結実ノ成否ハ實ニ当地區ニ於テ決スト言フモ過言ニ非ス。閣下各位ニ於カレテハ何卒部下及在華日本人ヲ強力ニ指導セラレ各自己ヲ虛シテ一致協力大御心ノ實現ニ邁進セラレンコトヲ切望スル次第ナリ。

「対支新政策」の実施について、當時大東亜省參事官であつた今井武夫は、「現地に於ては日本軍占拠の物件、建物等を逐次中国に返還し、且つ從来日本人が獨占的に運営管理した企業や工場等を、逐次日華合併事業に改めたので、一面中國側から非常な好意と感謝を寄せられたが、他面日本側からは屢々不満の声を聞くことも已むを得ぬことであつた。」と回想している。⁽⁶⁷⁾十一月五・六日には「大東亜會議」が開催され、六日に「大東亜共同宣言」の発表を見るのであるが、來栖三郎元大使によれば、「重光外務大臣から當時聞及んだところによると、大東亜主義現実化に関する東條首相の態度は頗る真摯熱心で、一例を挙げれば、その頃何かの行事の関係で、永井柳太郎氏が起草した文章の

中に、『日本は東亜の盟主として云々』といふ辞句があつたのを、首相は『まだこんなことをいつてゐるか』と口走りながら、盟主云々を削つたといふことである。とにかく當時東条首相は、頻りに大東亜共同宣言の実践を意図し、態々現地に人を派してこれを督励したやうだが、上海始め出先でこれを理解し実現せんとする者極めて少く、陸海軍の確執、権勢欲、腐敗に妨げられた外、殊に陸海軍の經理部としては、所要物資の現地調弁を余儀なくされてゐる關係上、勢ひ中国人から性急に物資を取立てるなどを主眼として、他を考慮する余裕なく、現地の事態は遂に何等改善を示さず、折角の共同宣言も、有名無実といはんより、寧ろ羊頭を掲げて狗肉を売るが如き結果となり、却つて反対宣伝の好材料となつてしまつたのである。⁽⁶⁸⁾

さて、三笠宮は、十月十日前後一時帰朝の後、総司令部勤務にもどられ、十九年一月十日には大本營參謀（第二部勤務）に御転任になるのであるが、「十八年の暮頃から、在中国一ヶ年間の研究に總結論を下すべく努力せられ」、その結論として、御自身が直接、尉官の教育を実施されることになったのであつた。⁽⁶⁹⁾

三 若杉參謀の「支那事変ニ対スル日本人トシテノ内省」

若杉參謀（三笠宮）の尉官に対する教育は、昭和十九年一月五日、南京の支那派遣軍總司令部（元国民政府外交部）高等官食堂に、總司令部、軍事顧問部等、南京の主要部隊の大・中・少尉約百三十名を召集して行なわれた。總參謀長以下二十余名の參謀も臨席、教官席近くの黒板には「反省」「謙讓」と大書された貼紙がなされていた。約二時間に亘つた教育は、まさに「秋霜烈日」、「異常なセンセイションをまき起し、特殊の感銘を与えた」。⁽⁷⁰⁾

今日我々は、三笠宮が教育用原稿を「幕僚用」に「加筆印刷」されたものを見ることができる。直情に發せられた三笠宮の痛言をここに採録してみないと考えるものである。⁽⁷¹⁾

冒頭、三笠宮は、「戦争指導ノ要請上言論ハ極度ニ弾圧セラレアリ若干ニテモ日本ニ不利ナル發言ヲナシ或ハ日本

ヲ批判スル者ハ仮令眞二日本ヲ思ヒ中国ヲ愛シ東亜ヲ患フル熱情ヨリ發スルモノト雖モ之ヲ遇スルニ日本人ニ在リテハ「壳国」ヲ以テシ中国人ニ在リテハ「抗日」「通敵」或ハ「重慶分子」ヲ以テセラルル今日一般幕僚ニ於テハ大ナル發言ハ困難ナリ。之予幕僚ノ末席ニアリナガラ僭越ヲ顧ミズ特ニ發言セシ所以ナリ。諸官之ヲ諒トセラレ度シ。と前置し、「教育目的」を「陸軍々人ノ『内省』ト『自衛』ヲ促スト共ニ支那事變ニ對スル認識ノ統一ヲ図ルニ在リ」と定め、「研究課題」として、

第一研究 一、満州事變ノ出兵目的如何 二、支那事變ノ出兵目的如何

第二研究 一、何故支那事變ハ未ダニ解決セザルヤ 二、所謂對華新方針ノ最モ有難キ点ハ何處ニ在リヤ

第三研究 大東亜戦争ノ現段階ニ於テ支那派遣軍トシテハ其ノ戦争目的ヲ何ニ置クヲ至当トスルヤ

の諸点を掲げ、これら研究課題の諸点については事前に尉官の答解を求め、この日の教育に臨まれたのであつた。

「第一研究」の部において三笠宮は、

満州事變勃発ノ翌年昭和七年一月八日関東軍ニ賜リタル勅語ハ此処ニ掲ゲタ通りデアル。即チ関東軍及朝鮮軍出兵ノ目的ハ此処ニ仰セラレタル通り「自衛」ニアツタノデアルガ何レモ現地軍ノ独断ニアツテ陛下ノ御命令ニ依ツテ出兵サレタノデハナイ。當時ノ之等ノ独断ノ可否ハ今此処デ論ズルノハ避ケルガ當時ノ日本陸軍就中現地軍ガ動々モスレバ最高統帥部ノ掌握外ニ脱スル傾向ガアツタコトハ否ミ難イ。

勅語ニ特ニ「堅忍自重」ト言フ言葉ヲ拝シテ居ルガ自分ノ窺ヒ知ル範囲デハ明治以来軍又ハ軍人ニ賜ツタ勅語中唯一回ノ御言葉デアル。(中略) 支那事變勃発ノ動機ハ勿論現地中国軍カラ不法攻撃ヲ受ケタガ為メ作戦行動ガ開始サレタガ東京、南京両政府共初期ハ不拡大方針ヲ堅持シテ居ツタモノデ前記ノ勅語ニ拝シタ「堅忍自重」ニ欠ケタ熱シ易キ彼我第一戰(ママ)ノ興奮ヨリ惹起サレタ宿命的ノ事象ト言フベキデアラウ。

然シ其ノ責任ハ日華何レガ重キヤ或ハ第三者ニアリシヤハ充分反省ヲ要スル。先ニモ言ツタ通り両事變共陛下ノ

御考へ又ハ御命令デ戰鬪ガ生ジタノデナク現地軍ガ戰鬪ヲ始メテカラ甚ダ畏レ多キ言葉デアルガ陛下ニ爾後ノ御始末ヲ押シツケ奉ツタトモ言フベキモノデ今回ノ大東亜戦争トハ根本的ニ性格ノ異ルモノデアルコトヲ銘記セバナラヌ。従ツテ御勅語ヲ拝読スル場合モ兩者甚ダ異ツタ所ガアルノヲ見逃シテハナラナイ。

とされ、「第二研究一、」については、

蔣介石ガ抗日ニナツタ原因ハ種々アツテ一口ニハ言ヘナイト思フガ主トシテ日本人トシテ之ヲ反省シテ見レバ
1、明治維新以後日本人ガ歐米文化ノ輸入ト共ニ霸道的侵略擡取思想ニ感染シ歐米諸国ト共ニ中国ニ対シ之等ヲ行ツタコト

2、日清戦争頃ヨリノ侮華思想（チヤンコロ思想）

3、歐米人ト日本人トノ中国人ニ与フル感作ノ良否

4、滿州事変ニ対スル中国ノ疑惑

5、滿州独立日本ノ華北ニ対スル野心

6、支那事変勃発以後日本軍ノ暴虐行為ニ依ル抗日宣伝ノ裏付ケ掠奪、強姦、良民ノ殺傷、放火等

7、中国独立革命氣運ニ逆行シ日本ノ中国革命ニ対スル援助ノ不足或ヒハ妨害

8、日本人ノ売國的行為、日本内地ニ於ケル抗日「ボスター」ノ印刷等

9、米英ノ東亜政策

10、「コミニンテルン」ノ中国ニ対スル策動及影響

之ヲ要スルニ中国ヲ抗日ナラシメタ責任ハ何トシテモ隣組デアリ而モ「夫」デアル日本人ガ負ハナケレバナラナイ。

（次に中国共産党の「猖獗」について）日本軍ガ華北ノ中国政治行政組織ヲ破壊一掃シテ真空状態ニシ而モ五年間ニ

亘リ「世論ニ惑ハズ政治ニ拘ラズ」ト朝晚叩キ込マレテ來タ軍人ガ中国ノ歴史、地理、伝説、中国人ノ性格、^(ママ)廣

俗習慣等モ良ク弁ヘズ日本式政治ヲ行ツタ為デハナイカ。

中共ノ俸給ハ此ノ表（欠）ノ如クデ一番高給ノ衛生隊長デ八円、次ニ無線隊長ノ五円、次ガ聯隊長ノ四円、兵ノ最低ハ一円デアル。又外来者接待費ノ調ベガアルガ特徴ハ酒ト煙草ガ無イ事デアツテ隣ノ聯隊長ガ來タ時ニ王子五個五十錢ト酢一升ノ十錢デアル。日本人ノ俸給ト接待費ノ用途ト比較サレタイ。中共ノ男女關係ハ極メテ嚴重デ強姦等ハ絶無ニ等シイ。対民衆軍紀モ極メテ嚴正デアツテ日本軍ノ比デハナイ。之ニ反シ日本軍占領地所謂治安地区ト称スル或ル地方デハ農民ハ雜穀ガ實ツテモ刈入レモセズ草ヤ木ノ実ヲ集メテ居ル。何故カト言ヘバ雜穀ハドウセ皆取ラレ結局自分等ノ食ペルモノハ草ヤ木ノ実デアルカラ先ヅ之ヲ集メテキルノデアル。斯ノ如キハ共產地区デハ見当ラナイト言フコトデアル。更ニ或ル所ノ偕行社デハ宴会ニ酒ヲ一人數本モ出ス所ガアリ或ハ極メテ豪奢ナ宴会場ヲ作ツタ所ガアル。而モ之ガ敵産トシテ一度中國側ニ帰シタ筈ノ建物デアツタトシタラ隨分才カシナ事デアル。右ニ反シ日本側デモ地方ノ料理屋デハ酒ノ配給モ極メテ僅少デアルシ石炭等殆ドナイ。斯ノ如ク口デハ料理屋ノ出入禁止如何ニモ自肅ノ神様ノ様デアルガ内容之ニ伴ハズ日本軍民間ニ於テスラ待遇ハ雲泥デアリ況ヤ前記ノ中共又ハ草ノ実ヲ集メテ居ル中國農民トハ比較スルノ尺度ヲ持タナイノデアル。之デ中共ガ猖獗シナカツタラ世界七不思議ノ第一トナルデアラウ。ノミナラズ斯ノ如キ日本軍デハ到底中共ニ対抗スル事ハ出来ナイト思フ。

次ハ国府側ノ問題デアル。答解中ニ「國府ノ成立過早」トノ考ヘガアルガ之ニ全然同意デアル。又「国民政府ハ無力デアル」又ハ「国民政府ニハ魅力ガナイ」等ノ答解ガアルガ之ハ民衆ノ信賴ナキ為デハナイカ。然ラバ民衆ノ信賴ハ何故ナイカ。

元来国民政府ハ日本ガ真ニ中国ノ為ヲ思ヒ民衆ヲ救ヒ統一國家ヲ完成スル為ニ作ツタ政府ト言フヨリ、當時諸外

国カラ非難サレタ日本ノ侵略主義ヲ掩蔽センガ為メノ一時的思ヒ附ニ依ル小刀細工ノ觀ガ深イ。之ハ當時陸軍省デ本問題ヲ扱ツタ主任者某官ガ大東亜戦争デ戰死サレル直前マデ「國府ヲ作ツタノハ自分ノ一生中ノ最大ノ失敗デアツタ」ト言ハレテ居ツタノデモ明ラカデアル。斯ノ如キ政府ナルガ故ニ首脳部ハ別トシテ其ノ末稍ニ於ケル大部分ノ官吏軍人等ハ真ニ道義ニ基ヅク抗戦ノ意識ノ薄弱ナル者カ又ハ日本ヲ利用シテ金ヲ儲ケ様トシ、日本ガ彼等ノ唱ヘル表面的親日ニ誤魔化サレタ連中デアルノハ当然ノ事実デアル。

右ノ如キ政府ニ民衆ノ信頼ナキハ当リ前デアル。

然シ出来タモノハ致シ方ガナイ。一輪咲イテモ花ハ花、一夜添ツテモ妻ハ妻デアル。特ニ右ノ中ニアツテ汪主席閣下ハ稀ニ見ル廉潔ノ士デアリ真ニ東亜ヲ思フ熱情ノ人デアル。陛下ノ御信頼モ亦至ソテ大デアリ陛下ニハ有難キ大御心ヲ以ツテ國府ニ対スル日本ノ信義ヲ完一セントノ新方針ヲ御允裁遊バサレテキル。吾人ハ成立ノ前記事情ヲ反省シ、日本政府ハ真ニ中國四億民衆ノ為メ「正シク」「強ク」政治ヲ行ヒ四億民心ヲ國府ニ帰一セシムル如ク熱誠以テ強力ニ支援シナケレハナラナイ。之ガ新方針ニ於ケル「國府ノ育成強化」デアル。

最後ニ民心ノ問題デアル。答解中ニハ「租界返還、不平等條約撤廃デ中國民衆多年ノ願望ハ達成セラレ云々」ト言ツタ者ガアルガ、之ハ四億ノ中國人ノ極ク一部タル政治家、学生等ノ願望デハナイカ、民衆ノ願望ハ「安居樂業」デアル。

そして、この「第二研究 一、」の結びにおいて、

現ニ日本人ヲ動カシテ居ルモノハ實ニ陸軍デアル事ヨリ事変未解決ノ原因ハ日本軍軍人ノ「内省」「自肅」ノ欠除ト断ヅル。

と述べられ、「第二研究 二、」については、

自分ハ對華新方針ノ本質的理念ノ最毛有難キ点トシテ左ノ二点ヲ挙ゲル。

第一ハ「霸道主義」ヨリ「王道主義」ヘノ転換。

第二ハ「引ク主義」ヨリ「押ス主義」ヘノ転換。

と示され、「第一ハ既ニ説明ノ要モナイ」といわれ、「第二」については「中国人ハ鋸デモ車デモ押スガ日本人ハ引張ル」、

新方針デハ從来軍ガ「指導々々」ト言ツテ引張テ來タノデ、「好意的支援」ト言フ押ス方ニ転換サレタ。之ハ中國ノ國民性ニ適シタ方策ダト考ヘル。(中略)

尚新方針ニ「困難ダ」トカ「具合ガ悪イ」トカ言フモノガアルノデ一言スル。之ハ新方針ガ悪イノデナク新方針ニ転換ノ時期ヲ誤ツタカラデアル。難シク言ヘバ政戦両略ノ一致ヲ欠イタノデアル。恰モ太陽ノ光ヲ遮ツテキタ雲モ始メハ田植時期デ雨ガ降ツテヨイト思テキタノダガ月日ガ経ツテモウ晴レルベキ時ニナツテモ晴レナイデ苗ガ腐レカカツタ時ニ晴レタ感ガアル。若シ「シンガポール」陥落ノ時ニモ之ガ發見サレテ居タラ支那事変ハ既ニ解決サレテ居タモノト考ヘル。

尚答解中「陛下ガ特ニオ命ジ遊バサレタ云々」ト言フモノガアルガ「ヒットラー」「スター・リン」等ノ独裁元首ト異リ陛下ハ夫々ノ職務ヲ兼ネラレタ人々ヲ充分御信用ニナリオ委セニナルノデアリ中々御自ラ大御心強ク仰セラレナイノデアル。之ガ為ニ臣下ノ者ハ往々ニシテ自分ノ最善ナリト思ソタ事ハ即チ大御心ナリト独善的錯覚ニ陥ルコトガアルノデ十分慎ムコトガ緊要デアル。前記ノ例デ言ヘバ太陽ハ自分で雲ヲバ払ハナイノデアル。雲自ラ風ノ間ニ間ニ動クノデアル。從ツテ自分ハ新方針ハ「陛下ノオ命ジニナツタ方針」トハ決シテ言ハズ「從来ノ各政策中最モ大御心ニ副ヒ奉ツタ政策デアル」ト特ニ慎重ナ言葉遣ヒヲ用ヒテキルノデアル所ヲ含味サレタイ。と述べられ、最後に「第三研究」に関しては、「支那事変ハ元来『自衛』『権益擁護』ト言フ様ナ利己的ナ根本思想ヲ以テ始メラレテキル。」と断言され、一方には「大東亜戦争開始後日本ノ兵站基地ナリトスル思想」があり「少クト

モ一昨年ノ夏頃迄ニハ中央部ニモ明カニ『戦争ノ主役ハ日本デアル』『日本ハ勝タナケレバナラヌ』ト考ヘテヰル人ガアツタ」が「コノ思想ハ大東亜共栄圏総力戦的現状ト背弛スル旧式ナ権益思想デアツテ之ガ發展スレバ中国人ハ如何ナラウト必要ナ物資サヘ取得シ安全ニ輸送ガ出来レバ他ハドウデモヨイトシテ一時凌ギノ小細工ニ陥リ東亜百年ノ大計ヲ誤ルモノト言ハナケレバナラヌ。」

自分ハ各地ヲ廻リ今述ベタニツノ思想ト最後ニ述ベタ総力戦的ト言フカ全体主義的ト言フカ中国ノ為モ考ヘナケレバナラヌト言フ各種ノ思想理念ガ混沌トシテ各自ガ之ニ迷ツテ居リ従ツテ各種諸施策ガ大局的方向カラ脱線シリ不徹底ニ終ツタリスルノデハナイカト考ヘル。ソコデ從来ノ支那事変以来ノ各種觀念ヲ一掃シ全ク白紙的二ナツテ見タイト思フ。（中略）

從来ヨリ日本ト中国トハ「兄弟」ト云フガソンナ生ヤサシイモノデハナクナツテ來タ。日本ト中国トハ一世ヲ契ツタ「夫婦」トナラネバナラナイ。（中略）夫婦デアル日本ト中国ト更ニ之レカラ生ジタ満州国ト言フ長男ト親子三人水入ラズニ較強ナ家族的ナ團結ガ完成シ隣組ノ蘇聯ト協同ノ実ヲ發揮シタナラバ仮令南方占拠地全部失ツテモ歐州枢軸國ガドウナツテモ何等恐レル処無シト自分ハ斷言スルモノデアル。

と言われた。そして「結言」の中で、

最後ニ強調スル。現在日本人特ニ軍人ニ欠如シテキルモノハ「内省」ト「謙讓」トデアル。「新聞」「ラヂオ」ハ日本人ノ惡イコトハ言ハナイシ又相手ノヨイコトハ言ハナイ。吾人ハコレニ惑ハサレテハナラナイ。

と戒められ、最後に、

自分ハ諸官ニ提議スル。平素ハ「日華」デモヨロシイ。然シ中国人ト話スル時ダケデモ「中日」ト言フコトヲ。孟子ニヨク「大ヲモツテ小ニ事フル者ハ天下ヲ保チ天ヲ畏ル者ハ其ノ国ヲ保ツ」ト。即チ最モ実力アル者ハ最モ謙讓ナルベシ。之ガ東洋王道ノ根本精神トモ謂フベキデアル。中国ノ小ヲ以テ日本ノ大ニ事ヘタナラバ中国ハ安

全デアラウガ日本ノ大ヲ以テ中国ノ小ニ事ヘテコソ始メテ東亜永遠ノ平和ハ確立セラルルノデアル。と本教育を結ばれたのである。

四 結 び

昭和二十年八月八日、三笠宮が「隣組」とされたソ連が、日ソ中立条約を一方的に破棄して日本に対し宣戦を布告。三笠宮のいわゆる「中日」の「長男」満州国は、間もなく消滅する。

同十二日午後の皇族会議において、皇族方は「一致協力して御上意に添い御助け申し上ぐべき旨奉答」、席上三笠宮は、「強く陸軍の反省を求めたとい⁽⁷³⁾う。」同夜、阿南惟幾陸相が、ポツダム宣言の受諾につき天皇に翻意を促して頂こうと、三笠宮邸を訪ねる。阿南は、会談が終り「自動車が走り出しても、しばらくは無言であった。官邸に着く少し前になつて漸く『三笠宮から陸軍は満州事変いらい大御心に副わない行動ばかりしてきたとお叱りをうけたが、そんなひどいことを仰せられなくともよいのに』と、ただそれだけを低い声で語つた。三笠宮のお叱りも、ひどくこえたようだつた。」⁽⁷⁴⁾三笠宮は、阿南をもともと非常に信頼されており、十九年九月には国難突破のため阿南を教育総監または陸相に起用するよう運動もされていた。⁽⁷⁵⁾八月十五日未明、阿南は「一死以テ大罪ヲ謝シ奉ル」との遺書を認めて自刃した。⁽⁷⁶⁾

この終戦の日、蔣介石主席は対日戦勝利の放送演説を行ない、その中で、「若しも暴行を以つて従前の暴行に報い、汚辱を以つて従前の優越感に答えるならば寃と寃と相報い永く止まるところはない。これは決して我々仁義の師の目的ではない。」⁽⁷⁷⁾と言明した。一説によれば、蔣主席は、終戦から間もない頃、三笠宮の尉官教育記録を一読する機会を得、「非常な喜びの情を示された」⁽⁷⁸⁾ということである。

註

- (1) 『近衛文麿手記——平和への努力』、昭和二十一年刊、八七頁、『杉山メモ——大本營・政府連絡會議筆記』上、昭和四十二年刊、三二一頁。この明治三十七年の明治天皇御製は、明治神宮謹纂『新輯明治天皇御集』上、昭和三十九年刊、六三八頁に収録されている。
- (2) 『木戸幸一日記』下巻、昭和四十一年刊、九一七頁、『杉山メモ』上、三五二頁。
- (3) 『木戸幸一日記』下巻、九二八頁。
- (4) 同右、九三一頁。
- (5) 栗原健『天皇——昭和史覚書』、昭和四十五年刊、一八三頁。
- (6) 参照、拙稿「吉田茂の字垣一成擁立工作——昭和十四年〔十八年〕——」、『國學院雑誌』第九十卷四号、平成元年四月、所収。
- (7) 東郷茂徳『時代の一面』、昭和二十七年刊、二八一頁。
- (8) 註(3)と同書、九四五頁。
- (9) 『木戸幸一関係文書』、昭和四十一年刊、四五頁。
- (10) 註(7)と同書、二九三頁。
- (11) 同右、二九〇頁。
- (12) 『杉山メモ』下、八頁。
- (13) 同右、五一頁。
- (14) 註(7)と同書、二九二頁。
- (15) 同右、二九一頁。
- (16) 註(9)に同じ。
- (17) 註(3)と同書、九五六頁。

- (18) 「重光駐支大使・羽仁もと子 国民外交を語る——四月十九日午前十時・重光大使邸にて——」、「婦人之友」昭和十七年六月号、所収。
- (19) 註(3)と同書、九八一頁。参照、馬場明「日中関係と外政機構の研究——大正・昭和期——」、昭和五十八年刊、第十章「大東亜省設置問題」。
- (20) 防衛庁防衛研究所戦史室編『戦史叢書 大本營陸軍部(5)』、昭和四十八年刊、四三四頁。
- (21) 註(3)と同書、九九三頁。
- (22) 同右、九九二頁。
- (23) 深井英五「枢密院重要議事覚書」、昭和二十八年刊、二六九頁。
- (24) 伊藤隆・渡邊行男編『続重光葵手記』、昭和六十三年刊、四四三頁。
- (25) 種村佐孝「大本營機密日誌」、昭和五十四年刊、一八三頁。
- (26) 今井武夫「支那事変の回想」、昭和三十九年刊、一八九頁。
- (27) 註(3)と同書、一〇〇一頁。
- (28) 註(12)と同書、三一〇・一二二頁。
- (29) 波多野澄雄「大東亜戦争」の時代、昭和六十三年刊、一三四四頁。
- (30) 馬場明「重光・佐藤往復電報にみる戦時日ソ交渉」、栗原健編『佐藤尚武の面目』、昭和五十六年刊、所収、九五頁。
- (31) 『統・現代史資料(4) 陸軍 烟俊六日誌』、昭和五十八年刊、三九四頁。
- (32) 註(3)と同書、一〇〇一頁。
- (33) 註(20)と同書、五〇九頁。
- (34) 清沢冽「暗黒日記」、昭和五十四年刊、七三頁。参照、同書、五三二頁。
- (35) 外務省編纂『小村外交史』下、昭和二十八年刊、二四三頁。
- (36) 「日本陸海軍の制度・組織・人事」、昭和四十六年刊、七〇頁、および註(31)(46)(66)の諸書による。

(37) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下、昭和三十年刊、五八一頁。

(38) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第八卷、昭和二十七年刊、六二一頁。

(39) 【參謀次長沢田茂回想錄】、昭和五十七年刊、一四六頁。

(40) 伊藤隆・渡邊行男編『重光葵手記』、昭和六十一年刊、四三九頁。

(41) 註(24)と同書、四四四頁。

(42) 註(31)と同書、三九五頁。
（43）同右、三九八頁。

(44) 註(31)と同書、三九五頁。

(45) 同右、六二一頁。

(46) 木村辰男「南京の若杉參謀」、『週刊朝日臨時増刊』、昭和二十七年三月二十五日刊、所収。

(47) 同右。

(48) 同右。

(49) 註(12)と同書、二七一頁。

(50) 註(12)と同書、二七一頁。

(51) 重光葵『昭和之動亂』下、昭和二十七年刊、一六七頁。

(52) 同右、一六八頁。

(53) 註(34)と同書、七三頁。

(54) 註(31)と同書、四〇一～二頁。

(55) 註(40)と同書、三三二六頁。

(56) 註(51)と同書、一七〇頁。

(57) 註(24)と同書、四一二頁。

(58) 外務省編纂「終戦史録」、昭和二十七年刊、五〇頁。

(59) 註(51)と同書、一六八頁。

(60) 註(31)と同書、四〇八頁。

(61) 註(24)と同書、四四四頁。

(62) 註(31)と同書、四一〇頁。

(63) 註(12)と同書、四〇五頁。

(64) 註(31)と同書、四二五頁。

(65) 註(3)と同書、一〇四二頁。

(66) 「若杉參謀挨拶要旨 昭和十八年九月二十二日上海登集会所」（防衛庁防衛研究所戦史部所蔵）。本史料は、タイプ版、全四七頁。一、二頁に「挨拶要旨」、二、三七頁に「昭和十九年一月 支那事変ニ対スル日本人トシテノ内省（幕僚用）支那派遣軍總司令部若杉參謀」を収めている。なお、本史料は、江藤淳監修、栗原健・波多野澄雄編『終戦工作の記録』上、昭和六十一年刊、八〇一五頁にも一部収録されている。

(67) 註(26)と同書、一九一頁。

(68) 来栖一郎「泡沫の三十五年」、昭和二十四年刊、一六五頁。

(69) 註(3)と同書、一〇六一、一〇六三頁。東久邇稔彦『一皇族の戦争日記』、昭和三十二年刊、一一〇頁。

(70) 註(46)と同じ。

(71) 同右。

(72) 註(66)と同じ。

(73) 下村海南『終戦秘史』、昭和二十五年刊、一〇六頁。

(74) 林三郎「終戦ごろの阿南さん」、「世界」昭和二十六年八月号、所収。

(75) 東久邇稔彦『皇族の戦争日記』、一三九、一四四頁。

(76) 沖修二『阿南惟幾伝』、昭和四十五年刊、参照。

(77) 註(49)と同書、一〇一頁。

(78) 註(46)に同じ。